

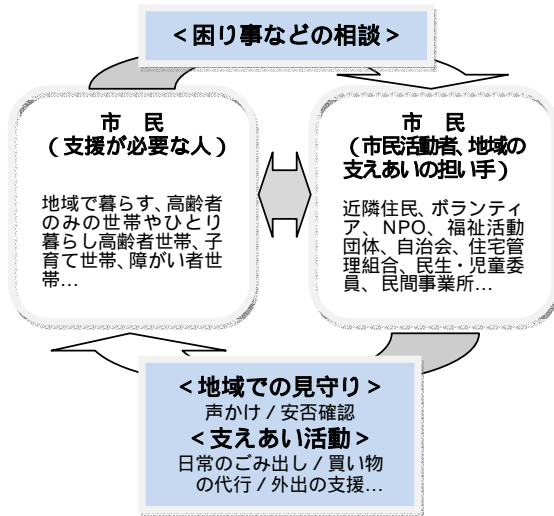
重点的な取り組み

1 福祉意識の高揚事業及び新たな支えあいの仕組みづくり (モデル事業)

< 重点事業 >

「福祉意識の高揚事業」の実施
「(仮称)地域安心ネット事業」(モデル事業)の実施

「地域安心ネット事業」のイメージ図



2 市民・企業の地域活動への参加促進

< 重点事業 >

市民の地域活動への参加促進事業「地域活動参加促進プログラム」の実施
企業の地域活動への参加促進事業「(仮称)たまボランティアギフト」の実施

3 法人後見等の実施

< 重点事業 >

法人後見の実施
成年後見制度の利用支援

1 法人後見

成年後見人などを、個人(親族や弁護士など)ではなく法人(社会福祉協議会など)が行うこと

2 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や障がいなどで判断能力に不安があって、財産管理や契約などを行うことが難しい場合等に、本人の状況に応じて家庭裁判所が選任した後見人等が本人を支援・保護する制度

	地域名(仮称)
第1	関戸、一ノ宮
第2	連光寺、聖ヶ丘
第3	桜ヶ丘
第4	東寺方、和田
第5	愛宕、乞田
第6	馬引沢、諏訪
第7	永山
第8	貝取、豊ヶ丘
第9	鶴牧、落合、南野
第10	唐木田、中沢、山王下

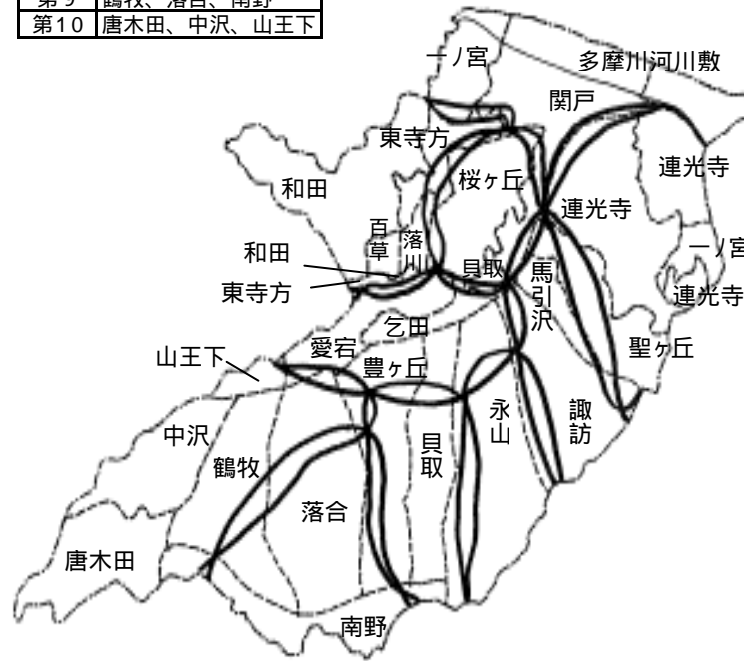
< 凡 例 >

市界：- - - -

町界：- - -

コミュニティ

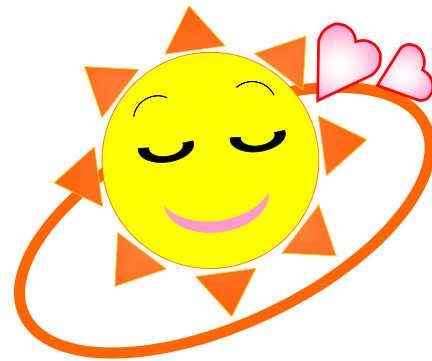
エリア境界：—



図表 コミュニティエリア(10区域)

コミュニティエリア

多摩市では、概ね中学校区を単位とした日常生活圏を、市内10区域に分けて設定しています。



社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

〒206-0032 多摩市南野3-15-1

多摩市総合福祉センター内

電話：042-373-5611

Fax：042-373-5612

多摩市第3次地域福祉活動計画 【概要版】

誰もが
自分らしく
安心して
暮らせる
「福祉のまち」
の実現

みんながつながり、
支えあう、
地域の“力”(ちから)
を結集して



社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会

計画の策定に あたって

【社会福祉協議会とは】

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的として、地域の皆様、自治会・住宅管理組合、民生・児童委員、福祉施設・団体、ボランティア、企業や行政機関など、多様な立場の方々が参画する、民間の非営利組織です。

【地域福祉活動計画とは】

この計画は、「福祉のまち」多摩市における地域福祉の推進のために、多摩社協が担う役割、事業を明らかにするものです。

【計画策定の背景】

現在、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、地域の人たちがつながり、支えあって、地域の様々な問題を解決する力(以下、「地域の“力”(ちから)’)が低下しています。

また、高齢者や障がい者、子育て支援、経済的困窮者やDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者、社会的ストレスを抱えた人、社会的孤立者の問題等新たな福祉ニーズを持つ市民が増えてきています。

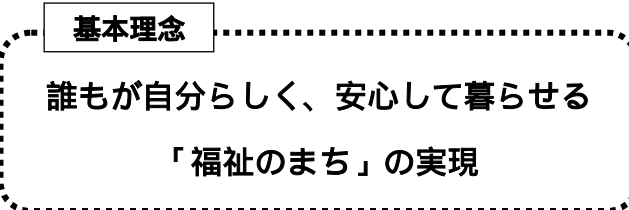
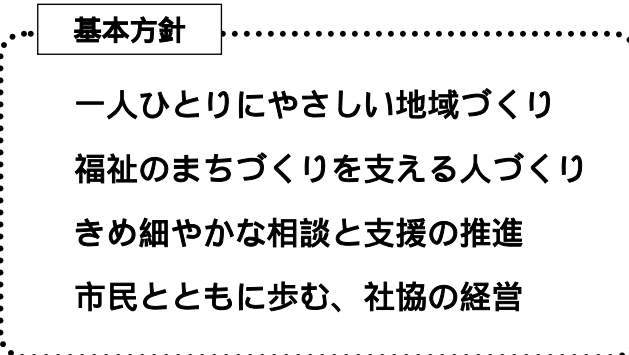
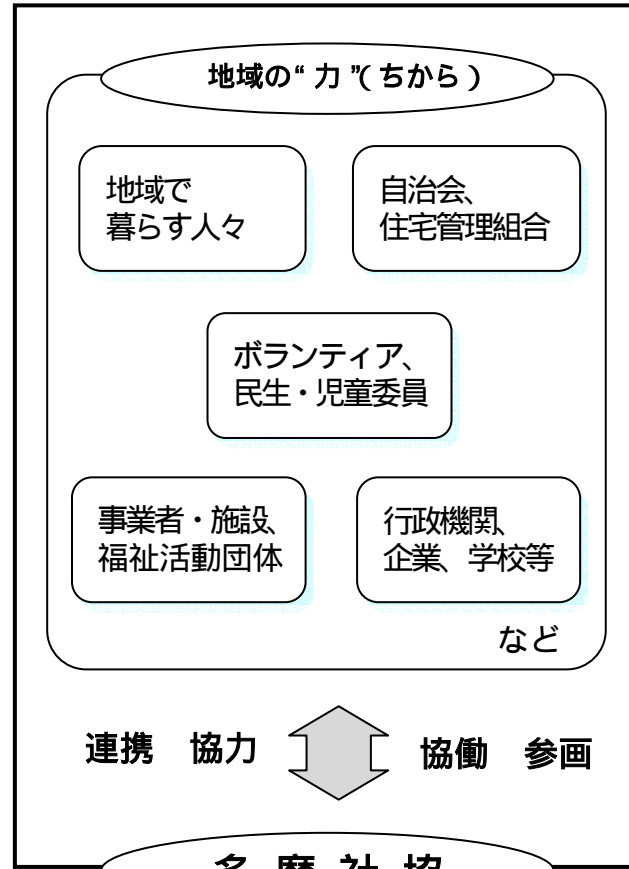
地域の様々な人、機関、団体等が主体的に地域福祉活動に参加し、行政と協力・協働しながら、地域住民に対して支援をしていくことが、ますます重要になってきています。

【計画の期間】

平成23年度から平成28年度までの6年間としますが、重点的に取り組むべき事項を定めた「実施計画」は、平成23年度から平成25年度の3年間を計画期間とし、その都度見直しを行うこととします。

計画の考え方

多摩社協は、「地域の“力”(ちから)」が、それぞれの地域で自発的に育っていくように、市民と協力・協働しながら支援します。



計画の体系

基本理念

誰もが自分らしく、安心して暮らせる「福祉のまち」の実現

基本方針

一人ひとりにやさしい地域づくり

福祉のまちづくりを支える人づくり

きめ細やかな相談と支援の推進

市民とともに歩む、社協の経営

基本計画

1 小地域福祉活動の推進

2 ボランティア・市民活動の推進

1 住民意識の高揚

2 人材の育成と参加促進

1 地域での相談体制の整備

2 権利擁護事業の充実と拡充

1 組織体制の見直しと強化

2 透明性のある法人経営の確立

3 在宅福祉サービスの再構築

実施計画（具体的な施策の展開）

(1) 住民参加や協働による支えあいの仕組みづくり
(2) 地域福祉活動拠点の整備

(1) 運営体制の強化・拡充
(2) 活動の場や地域拠点の確保
(3) 幅広い関係者との積極的な協働関係づくりの推進
(4) 幅広いニーズキャッチの仕組みと体制づくりの推進
(5) 運営資金及び活動財源の確保

(1) 地域福祉活動への意識啓発
(2) 関係機関等と連携・協働した地域の福祉力向上

(1) ボランティア・地域活動者の育成
(2) 市民・企業の地域活動への参加促進

(1) 地域での相談事業の充実・関係団体との連携による相談体制の整備
(2) 生活安定のための相談・支援体制の充実

(1) 権利擁護センターの機能充実
(2) 成年後見事業の拡充

(1) 「意思決定」の仕組みの強化
(2) 事務局機能の強化
(3) 専門性の向上
(4) 自主財源の確保

(1) 計画の進行管理及び外部機関による法人監査の実施
(2) 情報公開と提供の充実
(3) 会員モニター制度の導入

(1) 介護保険法に基づく事業の受託・整備
(2) 地域活動支援センターへの移行・整備
(3) 老人福祉センター事業の拡大
(4) 障がい者通所施設の法内化
(5) コミュニケーション支援事業の充実
(6) 移動支援事業（地域生活支援事業）の経営安定化